

札幌市公園ボランティア登録制度要綱

平成16年8月4日制定（緑化推進部長決裁）

平成17年6月22日一部改正（みどりの管理担当部長決裁）

平成28年3月8日一部改正（みどりの推進部長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、都市公園等における市民のボランティア活動（以下「活動」という。）を促進するため、札幌市がその実態を把握して側面的に支援することを目的とした札幌市公園ボランティア登録制度について必要な事項を定めるものである。

（活動の内容）

第2条 活動の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 清掃
- (2) 草刈
- (3) 花壇の整備・管理
- (4) 遊具の塗装
- (5) その他、公園の維持・管理・運営に関すること

（登録の対象）

第3条 登録の対象は、市が管理する都市公園等において、活動を希望する個人及び団体とする。

（登録の手続き）

第4条 新たに公園での活動を希望する場合は、活動希望内容等必要事項について、活動を行おうとする公園の所管課（以下「所管課」という。）に申出する。

2 前年度の活動者が引き続き活動しようとする場合は、その年度の活動計画について、所管課に申出する。

3 市は、第1項又は前項の申出があった場合、申出者と活動計画等について協議し、登録の可否を決定する。

（登録等の変更）

第5条 登録者は、登録事項、活動計画等に変更があった場合は、速やかに所管課に連絡することとする。

（登録の抹消）

第6条 市は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 登録者より登録取消しの申出があったとき

(2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき

(3) 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

(市の支援内容)

第7条 市は、状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができるものとする。

(1) 軍手等の支給・腕章の貸与

(2) その他、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援

(活動報告)

第8条 登録者は、その年度におけるボランティア活動の終了後、所管課に活動報告をすることとする。

(責任の所在)

第9条 登録者は、自らの責任で活動を行うものとし、活動中に発生した事故、トラブルその他の損害について市はその責任を一切負わないものとする。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成17年6月22日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。